特定非営利活動法人　市民後見センター ぎふ　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人市民後見センター ぎふ という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市曽我屋３丁目２１６番地１に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、地域の高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）が安心・安全な日常生活やその人らしい人生が送れるように、市民の力によって成年後見制度や日常生活支援事業等を推進しながら地域市民による高齢者等を支え合うネットワークを構築し、地域で暮らす高齢者等の権利擁護及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(3) 消費者の保護を図る活動
(4) 社会教育の推進を図る活動
(5) まちづくりの推進を図る活動
(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
① 成年後見制度、任意後見制度（以下「成年後見制度等」という。）の利用に関する助言その他の相談に関する事業
② 成年後見制度等の利用手続き等の支援に関する事業
③ 成年後見人、保佐人、補助人及びこれらの監督人の受任に関する事業
④ 任意後見人及び任意後見監督人の受任に関する事業
⑤ 高齢者等の日常生活等の支援に関する事業
⑥ 利用者の死後事務に関する事業
⑦ 利用者の遺産相続事務に関する事業
⑧ 市民後見人の養成及び支援に関する事業
⑨ 成年後見制度等や市民後見人活動の講演会・研修会の開催及び講師派遣その他普及啓発に関する事業
⑩ 成年後見制度等及び市民後見人活動の調査、研究に関する事業
⑪ その他この法人の目的及び前各号の目的を達成するために必要な事業

第３章 会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を運営、推進する個人
(2) 準会員　この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を支援する個人及び団体
(3) 賛助会員　この法人の活動を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退会）
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章 役員等

（種別及び定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上１０人以内
(2) 監事　１人以上３人以内

２　理事のうち、１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問）
第２０条　この法人に、顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
３　顧問は、理事会の求めに応じ、意見を述べることができる。

第５章 総会

（種別）
第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２３条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 会員の除名
(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10) その他運営に関する重要事項

（開催）
第２４条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第２５条　総会は、第２４条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第２４条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ、出席した正会員の２分の１以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第５０条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 理事会

（構成）
第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事務局の組織及び運営に関する事項
(4) その他この法人の会務の執行に関する重要な事項

（開催）
第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３６条第２項及び第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立の時の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）
第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続き開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５２条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１０章　事務局

（事務局の設置等）

第５５条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

３　事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第１１章　雑則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村　木　　壽
副理事長	日比野　　信
理　事	深　尾　多喜子
理　事	久　田　幸　代
監　事	桂　川　ひとみ

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成２８年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から平成２７年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　なし

(2) 年会費

① 正会員	個人	５，０００円
② 準会員	個人	３，０００円
	団体	１０，０００円
③ 賛助会員	個人	１，０００円
	団体	５，０００円

7　この法人の設立前の任意団体「市民後見センター ぎふ 」の正会員であった者の第５項に定める事業年度における入会金及び会費は、第８条及び前項の規定にかかわらず、納入を要しないものとする。

附　則

この定款の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則

この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。

令和８年度 事業計画書

令和8年 4月 1日から令和9年 3月31日まで

特定非営利活動法人 市民後見センター ぎふ

1 事業実施の方針

令和8年度は、高齢者等の生活支援活動の一層の推進を目指して、次の事業を実施する。

① 成年後見制度、任意後見制度の利用に関する助言その他の相談に関する事業

② 成年後見制度等の利用手続き等に関する事業

③ 成年後見人、保佐人、補助人及びこれらの監督人の受任に関する事業

④ 任意後見人及び任意後見監督人の受任に関する事業

⑤ 高齢者等の日常生活等の支援に関する事業

⑥ 利用者の死後事務に関する事業

⑦ 成年後見制度等や市民後見人活動の講演会、研修会の開催及び講師派遣その他普及啓発に関する事業

2 事業の実施に関する事項

(1)「特定非営利活動事業会計」関係

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
1 成年後見制度の利用に関する助言その他の相談に関する事業	① 成年後見制度等利用相談事業 市民後見相談所等において成年後見制度、終活などに係る相談・助言等を実施する。	(A) 随時 (B) 市民後見相談所等 (C) 5人	(D) 市民 (E) 10人	60
2 成年後見制度等の利用手続き等の支援に関する事業	① 成年後見利用手続支援 成年後見制度の利用(希望)者に対して、当該利用手続き等の助言・支援を行う。	(A) 随時 (B) 利用者自宅、又は施設 (C) 3人	(D) 市民等 (E) 2人	110

3 成年後見人、保佐人、補助人及びこれらの監督人の受任に関する事業	① 成年後見支援事業 家庭裁判所から受任した成年後見人(又は保佐人)としての支援業務を行う。	(A) 随時 (B)成年被後見人等の入所施設、病院 (C) 10人	(D) 成年被後見人等 (E) 8人	1100
4 任意後見人及び任意後見監督人の受任に関する事業	① 任意後見支援事業 任意後見契約で定める高齢者等の生活支援業務等を行う。	(A) 随時 (B) 任意後見契約者自宅・入所施設 (C) 3人	(D) 任意後見契約者 (E) 3人	780
5 高齢者等の日常生活等の支援に関する事業	① 高齢者等日常生活支援事業 高齢者等が地域で安心して生活等ができるように、財産管理や生活支援の手続き及び緊急時の対応等を行う。	(A) 随時 (B) 利用者の自宅・入所施設 (C) 15人	(D) 利用者 (E) 53人	2,252
6 利用者の死後事務に関する事業	① 死後事務支援事業 死後事務委任契約に基づいて葬儀、埋葬、遺産整理等々死後の諸手続き支援を行う。	(A) 随時 (B) 葬儀場、斎場等 (C) 6人	(D) 利用者等 (E) 3人	100
9成年後見制度等や市民後見人活動の講演会・研修会、の開催及び講師派遣 その他 普及啓発に関する事業	① 市民後見センターぎふ活動啓発資材作成事業 市民後見センターぎふの活活動内容等を啓発するパンフレットやチラシを作成する。	(A) 随時 (B) 市民後見センターぎふ事務局 (C) 3人	(D) 市民 (E) ―	50

令和９年度 事業計画書

令和9年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

特定非営利活動法人 市民後見センター ぎふ

1 事業実施の方針

令和9年度は、高齢者等の生活支援活動の一層の推進を目指して、次の事業を実施する。

① 成年後見制度、任意後見制度の利用に関する助言その他の相談に関する事業

② 成年後見制度等の利用手続き等に関する事業

③ 成年後見人、保佐人、補助人及びこれらの監督人の受任に関する事業

④ 任意後見人及び任意後見監督人の受任に関する事業

⑤ 高齢者等の日常生活等の支援に関する事業

⑥ 利用者の死後事務に関する事業

⑦ 利用者の遺産相続事務に関する事業

⑧ 成年後見制度等や市民後見人活動の講演会、研修会の開催及び講師派遣その他普及啓発に関する事業

2 事業の実施に関する事項

(1)「特定非営利活動事業会計」関係

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
1 成年後見制度の利用に関する助言その他の相談に関する事業	① 成年後見制度等利用相談事業 市民後見相談所等において成年後見制度、終活などに係る相談・助言等を実施する。	(A) 随時 (B) 市民後見相談所等 (C) 5人	(D) 市民 (E) 10人	50
2 成年後見制度等の利用手続き等の支援に関する事業	① 成年後見利用手続支援 成年後見制度の利用(希望)者に対して、当該利用手続き等の助言・支援を行う。	(A) 随時 (B) 利用者自宅、又は施設 (C) 3人	(D) 市民等 (E) 3人	70

3 成年後見人、保佐人、補助人及びこれらの監督人の受任に関する事業	① 成年後見支援事業 家庭裁判所から受任した成年後見人(又は保佐人)としての支援業務を行う。	(A) 随時 (B)成年被後見人等の入所施設、病院 (C) 10人	(D) 成年被後見人等 (E) 8人	1,050
4 任意後見人及び任意後見監督人の受任に関する事業	① 任意後見支援事業 任意後見契約で定める高齢者等の生活支援業務等を行う。	(A) 随時 (B) 任意後見契約者自宅・入所施設 (C) 3人	(D) 任意後見契約者 (E) 4人	800
5 高齢者等の日常生活等の支援に関する事業	① 高齢者等日常生活支援事業 高齢者等が地域で安心して生活等ができるように、財産管理や生活支援の手続き及び緊急時の対応等を行う。	(A) 随時 (B) 利用者の自宅・入所施設 (C) 15人	(D) 利用者 (E) 55人	2,200
6 利用者の死後事務に関する事業	① 死後事務支援事業 死後事務委任契約に基づいて葬儀、埋葬、遺産整理等々死後の諸手続き支援を行う。	(A) 随時 (B) 葬儀場、斎場等 (C) 6人	(D) 利用者等 (E) 3人	110
7 利用者の遺産相続に関する事業	① 遺産相続に関する事業 利用者の遺言書に基づき、利用者に係る遺産相続手続きを行う。	(A) 随時 (B) 葬儀場、斎場等 (C) 2人	(D) 利用者 (E) 1人	50
9成年後見制度等や市民後見人活動の講演会・研修会の開催及び講師派遣 その他 普及啓発に関する事業	① 市民後見センターぎふ活動啓発資材作成事業 市民後見センターぎふの活活動内容等を啓発するパンフレットやチラシを作成する。	(A) 随時 (B) 市民後見センターぎふ事務局 (C) 3人	(D) 市民 (E) ―	40

令和８年度　活動予算書

令和 8年 4月 1日 ～ 令和9年 3月31日

特定非営利活動法人　市民後見センターぎふ

（単位円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
準会員受取会費			
賛助会員受取会費		110,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
補助金			
助成金			
4. 事業収益			
市民後見事業収益	5,271,000	5,271,000	
5. その他の収益			
受取収益	28,000		
仮受金	30,000		
雑収益		58,000	
経常収益計			5,439,000
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	4,010,000		
臨時雇経費			
法定福利費			
人件費計	4,010,000		
(2)その他の経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	260,000		
通信運搬費	2,000		
消耗品費	15,000		
支払手数料			
使用料			

租税公課			
雑費	150,000		
その他の経費計	442,000		
事業費計		4,452,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬			
給料手当	890,000		
臨時雇経費			
法定福利費			
人件費計	890,000		
(2)その他の経費			
印刷製本費			
会議費	7,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	75,000		
消耗品費	150,000		
地代家賃	720,000		
修繕費	10,000		
備品費			
システム運営管理費	200,000		
保険料	31,000		
租税公課			
顧問料	242,000		
支払手数料			
研修費			
雑費	200,000		
その他経費計	1,655,000		
管理費計		2,545,000	
経常費用計			6,997,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			

Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益収益			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			-1,558,000
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			-1,558,000
前期繰越正味財産額			17,102,401
次期繰越正味財産			15,544,401

令和９年度　活動予算書

令和　9年　4月　1日 ～ 令和10年　3月31日

特定非営利活動法人　市民後見センターぎふ

（単位円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
準会員受取会費			
賛助会員受取会費		100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
補助金			
助成金			
4. 事業収益			
市民後見事業収益	5,500,000	5,500,000	
5. その他の収益			
受取収益	27,000		
仮受金	30,000		
雑収益		57,000	
経常収益計			5,657,000
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	3,900,000		
臨時雇経費			
法定福利費			
人件費計	3,900,000		
(2)その他の経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	260,000		
通信運搬費	2,000		
消耗品費	43,000		
支払手数料			
使用料			

租税公課			
雑費	150,000		
その他の経費計	470,000		
事業費計		4,370,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬			
給料手当	900,000		
臨時雇経費			
法定福利費			
人件費計	900,000		
(2)その他の経費			
印刷製本費			
会議費	7,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	75,000		
消耗品費	177,000		
地代家賃	720,000		
修繕料	10,000		
広告宣伝費			
備品費			
システム運営管理費	200,000		
保険料	35,000		
租税公課			
顧問料	242,000		
支払手数料			
研修費			
雑費	200,000		
その他経費計	1,686,000		
管理費計		2,586,000	
経常費用計			6,956,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			

Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益収益			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			-1,299,000
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			-1,299,000
前期繰越正味財産額			15,544,401
次期繰越正味財産			14,245,401